

ヨメテル地域登録利用手続き

既に個人登録済みで〔電話リレーサービスとの電話番号共有設定を終えた方
電話リレーサービスと番号を共有しない場合〕

1. 利用申請書提出（鳥取県障がい福祉課に提出）

- 利用申請書は、下記提出先に郵送、メール、ファクシミリ又は持参してください。
- 利用申請書には、添付資料が必要です。

2. 提出された申請書を、県が取りまとめ 日本財団電話リレーサービスに提出（毎月20日に提出）

- ※ 皆さまから、提出された利用申請書を県がとりまとめ、毎月20日に日本財団電話リレーサービスに提出します。（20日が休日の場合、その直近の平日に提出）
- ※ 20日以降に提出された場合、翌々月からの利用開始となります。
- ※ 既に個人登録をされている方は、別途日本財団電話リレーサービスから連絡がありますので、対応をお願いします。（県に申請することも可能です。）

3. 利用開始

- ※ 提出された利用申請書を、日本財団電話リレーサービスが審査し、利用が適当と認められた方に対し、利用開始の連絡を郵送、もしくはメール・アプリ通知等で行います。最短で、申込書提出の翌月から地域登録として利用可能です。
- ※ 地域登録に係る利用料は発生しないため、請求書が利用者本人に送付されることはありません。
- ※ ただし、地域登録利用前に、既に個人登録として利用されている方については、地域登録へ切り替わるまでの間、利用料の請求があります。（この請求については、ご利用者様の負担となります。）

（例）令和7年10月は個人登録、令和7年11月から地域登録により、ヨメテルを利用した場合の料金請求先

令和7年10月利用分の料金
⇒ヨメテル利用者

令和7年11月利用分の料金
⇒鳥取県

4. 登録事項変更の届出

- ※ お住まいの住所等が変更となった場合は、登録事項変更届出書の提出が必要になります。
- ※ 鳥取県外に住所地が移転した場合には、地域登録制度が利用できなくなり、ご利用者様が利用料を負担する必要がありますので、注意してください。

申込書提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 情報アクセス担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220
ファクシミリ:0857-26-8136 電話:0857-26-7201
メール: shougai-fukushi@pref.tottori.jp